琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　沖縄復帰に伴う特別措置法案(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43547

沖縄来信（公用地暫定使用法案）

アメリカ局長 7
参事官 7
北米オ一課長 代 7

秘密標記（赤色）

（　　）第 629 号

昭和 46 年 10 月 14 日

外務大臣 殿

準備委代表事務所
高瀬 代表

（件名）
復帰関係法案に関する記事

引用公・電信
日付・番号

関係ク法案、特に「公用地等暫定使用法案」に対する現地反響を伝える地元新聞記事を別添4部送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

GA—3—1　　在外公館

要処理
首席事務
総
沖縄
外調
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

46.10.15

2

なお1部を防衛庁へ送付されるようお願いする。

（了）

GA 6　　外務省

社説

これが"納得"か／

軍用地借料値上げの背景

防衛施設庁は、復帰後の沖縄の軍用地料を、現在の約六・五倍まで引き上げる方針を固めたようである。

地主の団体である沖縄軍用地連合会では、さきに復帰後の軍用地料を適正に評価するためには、米軍から殆んど一方的に押しつけられてきた現行地料を、六・九倍（二百十二億五千万円）へ引き上げるべきであるとして、施設庁側と折衝をつづけていたが、九日施設庁は新年度予算要求の追加分として、大蔵省に対し沖縄軍用地の賃借料百五十億円、さらに「沖縄周辺整備費」三十八億円、合わせて百八十八億円を要求することを明らかにした。

[illegible]

強制収用の立法準備

[illegible]

本来無償というべき

[illegible]

10月12日 タイムス(朝刊)

"法律的に疑義が"

日弁連が指摘 政府に改善申入れへ

公共用地継続使用

[illegible]

公共用地も対象

暫定使用法案 野党は阻止の構え

[illegible]

前向きな措置で核抜き

[illegible]

② 10月12日 沖縄新報

「土地収用法」は違憲

地主の私権侵す

〈日弁連が近く要望書〉

10月12日 沖縄新報

揺れる国会 〈10〉

現行地料の六・八倍目ざす

収用法に絶対反対

地主は約三万八千 地料は九百万ドル

軍用地提供に反対の市村も

収用法成立にあの手この手の政府

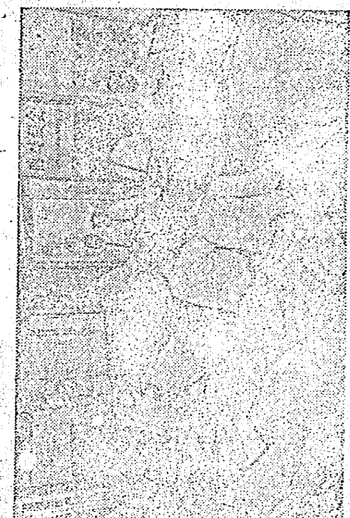

③

10月10日 琉新（夕刊）

「1968年2月2日第3種郵便物認可」 三六

公共用地使用会む

軍用地の収用法案一本化

【那覇】琉球政府、自民党は、十日午前十時から宮古郡下浦川についての第二回渉外委員会を開いた結果、軍用地の強制収用に関する法律案（一般公共用地）を含めて「沖縄における公共用地等の暫定措置に関する法律案」に一本化して、沖縄同盟に提出することを決めた。また、請願地問題や、漁業補償問題、労働者との取り決めを決めるため「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特例措置に関する法律案」を提出することを決め、十二日の閣議で提出することになったが、これで復帰関係法案は二件となる。

十二日の政府・与党連絡会議は軍用地の強制収用についての法律をどうするかが問題で、軍用地の地主、那覇市、行政、議会、施設庁、本土、沖縄市用地、などの暫定使用をしなければならないため、軍用地とこれらの公共用地使用をひとつにした法案にすることになった。

この連絡会議で、いままでのような法律の適用としてはなく、限定適用法案を閣議に出して、限定適用期間を短くしたいとの意見も出たようだが、まだ自民党内、本土、沖縄市用地、本土、沖縄市用地、などの暫定使用をしなければならないため、軍用地とこれらの公共用地使用をひとつにした法案にすることになった。

五年間は、地主の承諾なしに強制使用できるようにしようとしたもので、西銘防衛庁長官、瀬長施設庁長官、三木官房長官、などの強い要望で、期間を短くしたい。なぐ法で、話しあいによる地主承諾が大切だが、この法案の適用は、出来る限りの努力をしてみたい。と語った。

沖縄問題関係閣僚会議で協議する左から小平副首相、山中総務長官、水田蔵相、宋村企画庁長官（首相官邸で）

10月11日 タイムス（夕刊）

「特別措置法」を提出

軍用地継続使用で 閣僚会議が決める

公共用地も使用

政府は十一日午前十時三分から首相官邸で自民党幹部と会談して、政府、自民党の意思統一を図った。

沖縄問題関係閣僚会議を開いた。閣議では、沖縄問題の進展状況を報告し、沖縄問題の復帰に伴う防衛庁関係法案の適用の特例措置に関する法律案（軍用地等暫定措置法案）を提出することを決めた。

会議の結果、復帰後の沖縄基軍用地について強制収用するための暫定措置法案と公共用地を含めることを決めた。

公共用地を含めるかどうかについて意見が一致、「沖縄における公共用地等の暫定措置に関する法律」（公共用地等暫定措置法）として沖縄国会に提出することを決めた。

また、復帰後の沖縄基地問題の緩和を図るため「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法の適用の特例」を沖縄国会に提出することを決めた。これで閣議に提出される沖縄関係法案は三法案となった。

会議には、総理から小平副総理、宋官房長官、水田大蔵、西銘防衛、瀬長施設庁長官、佐藤総理代理、竹下官房長官、三木官房長官、田中総務長官、中村企画庁長官、佐藤総理、丹羽総務、各閣僚、などが出席した。

会議には、総理からはじめ各閣僚、宋官房長官、三木官房長官、佐藤総理代理、竹下官房長官、田中総務長官、中村企画庁長官、佐藤総理、丹羽総務、各閣僚、などが出席した。

10月12日 読売新聞（夕刊） （1） 1版 第22387号

公用地暫定使用法案の要旨

「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案」の内容は次の通り。

[illegible]

復帰関係基本法案決定

公共用地も対象に

防衛施設局を設置

那覇

政府は十二日の閣議で復帰関係基本法案を決定した。十六日の国会に提出する。沖縄側の要望に沿って、公共用地も対象にし、防衛施設局を設置する。

公共用地などを国有化する法律の一部改正案は、十日政府・与党連絡会議で決まった。十日の閣議で決定した。

十六日に国会提出

【東京】本土政府は十二日の閣議で施政権返還後の沖縄の米軍基地（施設・区域）を基地問題の解決まで当面、公用地として使用することを決定した。この法律案は、沖縄の復帰に伴う公用地等の暫定使用に関する法律案（公用地暫定使用法）案を基礎とし、十日の政府・与党連絡会議で決まった。

公共用地などを国有化する法律の一部改正案は、十日政府・与党連絡会議で決まった。十日の閣議で決定した。

防衛施設局を設置

公共用地暫定使用法案

国会提出

国有地確保ねらう

問題含みの暫定法案

解説

馬氏電話反論されず

主席声明

(6)

10月12日 タイムス(夕刊)

薄弱な法的根拠

問題含みの公用地暫定使用法案

自衛隊用地確保に悩み

政府は十二日の閣議で、臨時国会に提出する沖縄復帰に伴う関係国内法案七件を正式決定したが、このうち防衛庁関係でなにかと問題の焦点となる「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」と「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律」が本決まりとなった。

[illegible]

寸評寸描

(共同)

軍用地再契約

10月12日 タイムス(夕刊)

要求に沿って努力

島田施設庁長官、比嘉軍用地連会長に回答

強制法はなるべく使わぬ

農業の安全使用へ

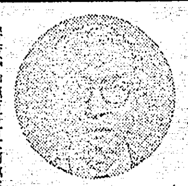

島田施設庁長官

【東京】沖縄市町村軍用地主連合会の比嘉会長、赤嶺副会長、砂川事務局長らは十二日午後、防衛施設庁で島田長官と会い、軍用地補償料問題で話し合った。

[illegible]

10月12日 新報(夕刊)

話の卵

選択問うできごと

沖縄すなわちわたくしたちの未来をかんがえるうえで、きのうおきたいくつかのできごとは、みすごすことはできない。

そのひとつは、いよいよ沖縄の土地を強制収用する法律が本土の政府与党間でかたまった。その名は「沖縄における公共用地等の暫定使用に関する法律案」。つまり、軍用地ばかりでなく道路、飛行場、港湾施設・水道施設などの用地を政府が強制収用できるようひらけたのである。さしずめ下地島パイロット訓練場が適用第一号になろうか。復帰処理法案や請求権と〔抱〕きあわせにする〔?〕くふうもあったようだが、けっきょく沖縄の開発に名をかりた土地収用のみちをえらんだ。軍事基地ばかりか公共施設、石油基地導入にも利用されるおそれがある。沖縄の未来に決定的な作用をおよぼす法律になるだろう。

これと無関係ではないが、西村防衛庁長官は災害救助に自衛隊を技術者集団として派遣する考えをあきらかにした。「軍事派遣でなければよいではないか」というわけである。これがたちまち経済協力、治安維持、軍事介入へとエスカレートする方向であることはアメリカ軍がベトナムへ介入した経過、朝鮮から満州へと侵略した帝国軍隊の歴史をひもとかなくてもわかることだ。現職長官が公然とこういいはじめたところに危険がある。

このようなうごきに対して琉球政府とその与党は「非〔?〕平和」と五本柱をかかげて沖縄国会に〔臨〕場をなすことになった。これまで本土政府ペースにまきこまれてきた琉球政府がいでのドタン場で大手とまではいかぬが、いささかひらき直って初心をひれきした。もっとも行政府の曲折ある軌跡からいうと抽象的な念仏にすぎないとみられてもしかたない面もある。

それにしても、この二十六年沖縄の民がなんのために苦闘しなにを求めたかを原点にかんがえるならば、いま最後のチャンスに力をふりしぼらなくてはならない。

これに呼応するかのように革新市長会議はじつに雄大、積極的な平和づくりのための「沖縄平和国際会議」設置を提唱した。日本、中国、朝鮮の代表が年一回沖縄で平和の話し合いをしようというものだ。これが、権力による土地の強奪や、援助に名をかりた他国侵略とまっこうから対立する思想であることはいうまでもない。わたくしたちの選択の意思が問われる。(岡)

(1) (1版) 10月13日 タイムス(朝刊)
1948年7月10日第3種郵便物認可

社説 なお高まる復帰不安

―沖縄国会を悲劇にするな

本土政府による沖縄の復帰対策は、大きな流れのように、力をこめて私たちの身辺に寄せてくる。それは、私たち県民に有無を言わせないほど強力なものであり、もはや抗しようもないような錯覚さえ覚えるほどである。きのう十二日、沖縄復帰対策閣僚協議会と閣議で決定をみた〝関係七法案〟もそうした力をもっているように思う。

とくに「公用地等暫定使用法案」は、米軍用地、自衛隊用地について、地主が政府との契約を拒否した場合、五年間を限って強制的に使用できる措置を盛り込むなど、沖縄がどう反応しようが、強制的根拠によって〝国策〟を遂行しようとする気がまえがうかがえる。いよいよ来る十六日は〝沖縄国会〟の開幕、政府自体として早急に沖縄問題にケリをつけるべき段階にきていることはわかるけれども、沖縄百万県民が、不安のまなざしをもってそれを迎えなければならないことを残念に思う。

もちろん、これらの沖縄関係法案は、内容の重要な部分について「政令」にゆだねられる面が多いので、具体的な評価を下すのは早計にすぎるかも知れないが、[illegible]施策に沖縄の意思がじゅうぶん反映されていない以上、県民が不安を抱くのは当然であろう。

しかも、沖縄国会が最終的な論議の場となることを考えるとき、むしろ強権感におそわれるのである。

県民はどこへいく？

その最たるものが「沖縄の軍用地は、たとえ地主が提供を拒んでも、五年間は強制的に使用する法案」(公用地等暫定使用法案)である。これは、復帰後の沖縄の軍用地が、いかに重視されているかを示すものであるが、その裏には「復帰すれば沖縄も日本の土地」という増長した考えがある。かつて米国の軍用地接収は、県民の激しい反対によって一括払いなどをくいとめることができたが、本土政府は事前に決めた法律をたてにやってくるので、いっそうこわい。

「五年を越えない範囲内において」という意味がはっきりしないが、まさかそれ以上をすぎたら地主に返すということではあるまい。「五年をすぎれば、県民の反抗もやわらぐ」と見てとってのことだろうか。

そのような県民不安を受けて、行政府は〝沖縄問題総ざらい〟の意見書をまとめるのに大わらわである。意見書は復帰対策の柱として①県民福祉の第一義に②地方自治の確立③戦争否定による平和追求④基本的人権の確立⑤住民主体の経済開発といった五項目からできている。それを国会開幕までにまとめて屋良主席が上京するという。

本土政府としては、沖縄の国土編入によってぼう大な予算措置をしなければならない。また、米国と約束したことも果たさなければならない。それはそれとして、私たちが腹立たしく思うのは、ただ一定のワクをあらかじめつくり、そのワクに一律にはめこもうとする機械主義によって、県民福祉をなしくずしにしていることである。

復帰祝う気になれず

私たちが言いたいのは、沖縄の国土編入という事実のみに心をうばわれ、県民が過去二十六年間に受けた民族差別、軍事基地優先の苦難を忘れては困る、ということだ。

もし、本土政府が沖縄県民の意思を無視したまま、沖縄を復帰させるとすれば、米国の信頼を得ようとして県民の信頼を失い、返還協定の成功をつくり出そうとして平和国家づくりを損うことになりかねない。

県民福祉にせよ、住民主体の経済開発にせよ、政府がその気になれば決して不可能ではあるまい。教育委員会の公選制維持にしても、それによって国民の教育が阻害されるとは思わない。県民がなっとくしないままに、あえて本土法によって消し切ろうとするところに、私たちは本土の〝ごうまん〟を感じるのである。

沖縄の心が、晴れて復帰を祝う気になれないのは、そのためである。本来なら、過去二十六年間も呼びつづけた復帰の念願が、いまかなえられようとしているのだから、それこそ県民あげて〝祝福〟すべきはずである。

ところが、沖縄の心は、どうしても〝復帰〟を祝う気になれない。県民自治への不安はもちろん、反戦平和、基本的人権でさえ、どうなるのか不安だからである。経済開発にしても、戦前の被害を思い起こして不安である。

本土政府は、返還協定調印に屋良主席が列席しなかったことをおこる前に、また復帰記念祝典を強行しつづける前に、深くそのことを反省してもらいたい。来る沖縄国会が、沖縄にとって〝悲しみの国会〟にならぬためにも―。

琉新
46年(1971年) 10月13日 水曜日 1版 (4)

社説 復帰関係法案と県民意思

[illegible]

不幸にして沖縄県民の意思に反して二十六年間の世界史上例をみないあり方で外国の統治下に置かれた。米国統治の非文明社会ならそのような統治のあり方は、いわば植民地主義ということで許されたかもしれない。しかしそれは第二次大戦前の話であって、第二次大戦後は民族自決の原則に従って世界的に植民地が解放され被占領国は短期間で占領を解かれたものである。

七年間にわたる日本の占領期による占領は長すぎたといわれた。四分の一世紀をこえる、日本人の住む日本の領土である沖縄の米軍による排他的支配はなんとたとえるべきであろうか。まさに不幸な民族の運命であった。しかしながら、この不幸な境遇のなかにあって、また不幸であったがゆえに自治への精神が大いに高揚されたこともいなめない事実である。

政治的動物である人間は一度覚えた〝自由〟の味は忘れないという。布令布告のわく内であったとはいえ、高揚された自治の精神にささえられ、営々と築かれた自治が、制度の変革により崩壊してしまうことに対する不安やおそれが、自由の味をしった人間の心に芽ばえてきたとしてもあながち不思議ではない。まして日本国憲法にその精神は盛られているにもかかわらず、憲法の運用のしかたで国民は忘れさせられてしまっているときはなおさらそうであろう。

自治の尊重ということは、なにも沖縄がいまのままでよいとか、半独立国的状況におけとか、あるいは特別自治区にしろとか主張するものではない。通貨問題ではからずも明らかにされたように県民自体は沖縄だけにしか通用しない通貨(完全な意味での独立か自治区)は欲していない。ただ問題は中央集権的政治のあり方から、憲法に盛られている自治の精神が、もっと生かされてしかるべきだということである。これが真の地域開発につながる。

こんどの復帰関係法案で沖縄にとって特に問題とみられるのは防衛関係の「公用地等の暫定使用法案」であろう。同法案は地主が土地の提供を拒否しても政府は五年間強制的に沖縄の軍用地を米軍と自衛隊のために使用することができる。道路、飛行場、水道施設、発電所など、常識的に考えられる〝公共用地〟のなかに〝軍用地〟を含めたのは明らかにカムフラージュであろう。

〝軍用地〟が日本国憲法のもと〝公共用地〟として解釈できるかどうか疑問である。それ以上に、沖縄の住民が欲しないあり方を、沖縄だけのために、十分に論議もつくさないで国家目的に供する法律をつくろうとする考え方自体是正されなければならないであろう。このようなところに、われわれはこんどの沖縄関係法案がどのていど県民の意をくんでつくられたのか、疑問とするところである。

米軍用地をどのように扱うか峡大きな問題である。現在の軍用地政策が過去の米国の対ソ・対中〝封じ込め〟戦略の残滓(シ)であるだけに、自らそれを否定する方向に対外政策を転換しつつあるニクソンの路線に照らしてみても過去の日米共同声明にこだわり過ぎる土地収用法の考えは、それ自体時代遅れではないのか。十六日から始まる国会でその点も含めて十分な法案審議がなされることを希望する。

赤旗　1版　(2)

昭和46年(1971年)10月13日　水曜日

自民は"やむをえぬ"

反戦・民主主義の反対運動へ

10月14日 琉新

軍用地暫定使用法について

寺島芳一郎

法自体が憲法違反

自衛隊には強制使用権ない

政府は沖縄の施政権返還に備えて「沖縄における公共用地等の暫定使用に関する法律」の制定を準備しているがこの法律については次のような重大な疑義がある。

一、暫定使用期間が長期にわたること

1「施政協定の実施に伴う土地等に関する特別措置法」（軍用地使用特別措置法）附則には米軍が現に使用を継続している土地等で引き続き使用する必要があるものについて、土地等の所有者および関係人（以下所有者等という）との間に使用についての協議が成立しないときは、使用しようとする土地等の所在、種類、数量および使用期間を土地等の所有者等に通知、六月を越えない期間においてこれを一時使用することができると定めている。この規定は特別措置法による使用または収用の手続きを完了するか、所有者等との協議を成立させるまでの間に米軍の土地等の使用に法的根拠を欠く空白期間が生ずるのを防止しようとする目的で設けられたものである。その立法趣旨に照らしても右の一時使用期間（暫定使用期間）は最小限度にとどめるべきものであって、特別措置法はこの趣旨にそい、この期間を最大限六月と定めた。

二、この暫定期間が長期にわたるときは、暫定使用に名を借りて実は正当な手続きを経ることなく強制使用を行なおうとするものであるとの非難を免れえない。伝えられるようにこの法律による暫定使用期間が五年にわたるものであるならば、それはもはや暫定とか一時使用とかいえるものではなく、不当に私権を侵害するものといわねばならない

一、目的土地等の特定について

1、財産権の得失変更を目的とする法律行為において当該財産権の内容を特定しないということはありうべからずことだ。前記の特別措置法附則2においても「使用しようとする土地等の所在、種類、数量…を土地等の所有者および関係人に通知」することが要求されている。

2、この当然の法理は、この法律の場合にももちろん閉ざされなければならない。たがこの場合、土地等の特定は通知を受けるべき各所有者等ごとになされなければならない。また「所在」、「数量」について、たとえば沖縄返還協定第三条に関する了解覚書C表に記載してあるような「…飼料場のうち約…平方㍍」という程度の表示では、まだここにいう「特定」したことにはならない。この初歩的な要件が満たされなければ、土地の使用は不法なものであるとしかいえない。

一、自衛隊の使用について

1、返還協定の了解覚書によれば「沖縄の復帰の後、日本国に返還されるもの」―この表現は不正確だ。民有地の場合「返還」の相手は日本ではなくて所有者である―をB表に列挙してある。その大部分は自衛隊に引き継ぐことになっている。ところで自衛隊は土地収用法で「土地を収用または使用することができる公共の利益となる事業」（第三条）に含まれておらず、その他にも根拠法はない。了解覚書B表記載の施設等のうち同法の適用を考えられるのは運輸省に引き継がれる「11宮古島ヴォルタック施設」と「12のうち宮古島NDB施設」のみである（土地収用法第三条十二号、航空法施行令第三条一、五、六。したがって自衛隊が土地等を使用するためには国有地は別として、その他は所有者等との協議がととのうことが必要である。強制使用は認められていないのであるから、B表記載の施設についても国有地以外は土地等の所有者等との協議が成立するまでは引き続きを受けて使用することはできない。

2、この法律は所有者等との協議が成立しないでも自衛隊による土地等の使用が直ちにできるようにしようという目的を持っている。それは土地収用法の公然たる脱法行為とも言える。

また、自衛隊は現在沖縄に配備されていないのだから土地占有中に無権利状態が生ずることに備えて立法したさきの特別措置法附則のような特別の手当などを考えるべき理由はない。所有者等との協議がととのうまで使用を待つべきだ。

一、このように、この法律は憲法が保障している国民の財産権を憲法の認める手続きをふまずに侵害する結果を生む。そこで自衛隊の合憲、違憲を論ずるまでもなく、法律そのものが違憲であるといえる。

日本政府は県民のこれまで受けてきた各種人権侵害についての対米請求権を放棄しながら復帰関係特別法のなかにその補償に関する立法はしていない。これに対し「沖縄局地防衛任務の引継ぎに関する取決め」が沖縄返還協定の国会による承認もないうちから早々と事務当局の間で締結され、いままた、この法律の制定が図られるなど軍事的施策だけが憲法を無視して手ぎわよく進められている。こういうことでは国民は「やはり日本は軍国主義化しつつあるのかナ」と思わざるを得なくなるであろう。（日弁連沖特委事務局長）

10月14日 新報（朝刊）

土地収用法

「立法阻止」へ動く

中部市町村会 "県民無視の措置"

9